



第十一卷 第四號

大正十五年十月一日發行

(通卷第四十四號)

研 究

刀 伊 の 賊

——日本海に於ける海賊の横行——

文學博士 池 内 宏

—

筑前の博多は古から今日に至るまで大分地形が變つたやうであるが、此の市を中心とする福岡灣は、上世から中世にかけての海外交通の門戸であ

つた。これは此の地の地理上の位置と地形との然らしめたところである。位置からいへば、壹岐・對馬を経て朝鮮半島に渡るにしても、それから半島の沿岸を西から北に廻り、西に轉じて支那の山東半島の一角に上陸するにしても、又た或は壹岐・對

馬を經由しないで、初めから航路を西南にとり、

平戸・五島等を経て大陸の上海方面(古の明州即ち今の寧波)に直航するにしても、海上交通の要衝である。地形からいへば、灣の前には志賀島(鹿島)を出鼻とする奈多の白濱(一名海の中道)といふ嘴のやうな長い岬が、東から西に向つてつき出してゐて、天然の防波堤を形づくつてゐる。東の陸地は筑紫郡、南は早良郡、西は糸嶋郡の半島(古の怡土・志摩二郡の地)であるが、半島の北の出鼻の西浦岬と志賀島との間の海面は、おのづから狭まつて灣の入口をなしてゐる。灣の内には、東西十町、南北二十町ばかりの殘島(能古島)といふ小さな島がある。島の西南今津灣の一部は、今津の入江をなし、福岡灣内に於ける天然の良港である。而して博多も、古は今どちがつて、比惠川・那珂川の河口に於ける屈強な港であつたのである。かやうな次第で、博多を中心とする福岡灣は古來海外

交通の門戸であつた。

志賀島に於ける「漢委奴國王印」の出土は周知の事實である。これは後漢の光武帝の建武中元二年後に那ノ津といひ、隴ノ縣といつた博多地方の土酋が後漢に朝貢した事實を考古學的に確かめるもので、我が海外交通史上の年代の明かな最も古い遺物である。紀元三世紀の中頃、やはり九州の土酋であつた邪馬臺の女王卑彌呼が、魏に朝貢の使者を出した時には、其の發船地は博多であつたにちがひなく、魏から來た使者の見聞録と見るべき魏志の倭人傳には、糸島郡の船越灣内の地なる伊都國の次に奴國の名を擧げてある。日本書記の宣化天皇の段の屯倉設置の詔を讀むと、「那津之口」が大和朝廷の海外交通の關門であつたことがよくわかるし、天智天皇が百濟の危難を救ふために大軍を半島に出だされた時、其の大本營を置かれた處即ち所謂「水表之軍政」をきこしめされた長津宮も

こゝである。(齊明天皇西幸の際、娜大津を長津と改名せられた。)奈良朝から平安朝にかけて直接大陸に渡る遣唐使はこゝから發船し、其の派遣がやんでから後も、宋の文化は此の關門を通つて我が國にはいつて來た。降つて豊大閤が前古未曾有の外征を企てた時にも、博多に城を築いて本營とするのは、其の最初の考であり、いよゝゝ外征を實行する段になつて壹岐に渡るのに最も近い肥前の名護屋を撰んだのである。

かやうな次第で、蒙古の忽必烈が其の征服の巨擘を我が國に伸ばさうとした時にも、難を被つた地方はやはり博多灣の附近であつた。文永十一年十月の役に於いては、其の戰場は灣の南岸であり弘安四年六・七月の役に於いても、石壘に據つて防いだ我が軍の爲めに拒まれた敵軍は、主として灣の沿岸の地を攻撃したのである。それから文永役よりも二百五十餘年前の刀伊の入寇これも同じ地

方の出來事である。蒙古の襲來に比べて比較にならぬほどの小規模のものであるけれども、本來外寇の少ない我が國のことであるから、歷史上頗る名高い。これから述べようと思ふのは、平安朝時代に起つた此の外寇についてであるが、之を單に國史上の一事件と見るのではなく、もつと廣い立場から觀察して、外寇の主體、其の性質、入寇の理由等を明かにし、それに依つて其の時代に於ける我が國と半島との關係の一面を窺ひたく思ふのである。

二

南海に藤原純友、東國に平將門の亂があつてから七八十年ばかり降つた、後一條天皇の寛仁三年(高麗顯宗十年)、此の年三月二十七日、朝鮮方面から來た五十艘ばかりの賊船が對馬に入り、島の役所や民家を焚掠し、ついで壹岐を侵し、四月七

日になつて怡土郡を経て博多灣内に入り、志摩・早良二郡の沿岸に上陸して家を焼き、民を捕へ物を奪ひ、翌八日には灣内の能古島（殘島）に據つた。時の太宰府の長官（權師）は藤原隆家であつたが、府兵をくり出して博多の警固所を守らせた。九日の朝賊船はまた警固所を襲撃し、我が兵に伐ち卻けられて能古島に引き還した。十日と十一日とは別段のこともなかつた。それはたまく風が強波浪が荒かつた爲め、賊は島をはなれず、我が兵も之を伐つことができなかつたからである。十二日に賊はまた志摩郡の沿岸を侵したが、我が兵に討ち敗られ、博多灣を出て外洋に走つた。而して翌十三日肥前國松浦郡の海岸を侵して、また我が兵に撃たれ、そのまゝ、壹岐・對馬を指して歸つてしまつた。即ち九州の博多灣の附近は約一週日の間、或る外賊の寇を被つたのである。（朝野群載卷二〇所載、太宰府解言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀）

寛仁三年の三月から四月にかけて起つた外賊の入寇は、かくの如きものであつたが、松浦郡の戦の際、我が兵の捕虜となつたものは何れも高麗人であつた。而して其の高麗人は太宰府の官憲の訊問に答へて、「高麗國、爲_レ禦_レ刀伊賊、遣_レ彼_レ麗_〇高麗州_二而還_一爲_レ刀伊被_レ獲_レ也」（我等はもと刀伊賊の防禦の爲めに高麗の邊州を守つてゐたのであるが、却つて刀伊に捕はれたものである）といつたから、太宰府から事實の顛末を京都の上司に報告した時、其の解文に入寇の賊を「刀伊國賊徒」とした。しかし報告した太宰府も、之を受けた朝廷も、刀伊の本體はわからず、入寇者をかく稱すると同時に、高麗人の言は偽りで、或は彼等自ら入寇者であつたのではなからうかと疑つてゐた。然るに數月の後、高麗の本國から國書を持つた使者が來り、其の結果刀伊の女眞たることが判明した。即ち小右記寛仁三年九月二十三日の條に「先日太宰解文注刀伊

國高麗國牒注「女眞國」と見えてゐる。

さて我が國を侵して還つた賊船は、約半箇月の後、高麗の水軍の手に捕はれた。高麗史顯宗世家十年四月丙辰（二十九日）の條に「鎮溟船兵都部署張渭男等、獲海賊八艘、賊所掠日本生口男女二百五十九人、遣使驛令鄭子良押送其國」とあるのがそれである。捕はれた場所が元山の海上であつたことは、鎮溟船兵都部署とあるのでわかる。鎮溟は元山に近く咸鏡線德源驛の東半里ばかりの處にあつた鎮城の名であつて、此の方面に於ける高麗の海軍根據地の一である。また捕はれた賊船は五十艘の中の八艘であつて、其の全部ではなかつた。で、高麗は刀伊から奪ひかへした我が國の捕虜二百五十九人を送還させる爲めに、使者を出したのであるが、其の使者鄭子良は八・九月のころ我が國に來た。入寇の賊徒が女眞である旨を叙べた高麗の國書をもたらししたのは此の人である。たゞし其

の國書は今ま傳はらぬ。

ところで刀伊の賊徒は、何故海上遙かに我が國を侵したのであらうか。入寇の目的は何であつたのであらうか。先づ寇賊としての彼等の行動に注意すると、事變の顛末を叙べた太宰府の解文に

其賊徒之船、或長十二箇尋、或八九尋、一船之楫、三四十許、所乘五六十人、二三十人、耀力奔騰、次帶弓矢、資糧者七八十人、許相從、如此一二十隊、登山絕野、斬食馬、牛、又屠犬肉、虀兒童、皆悉斬殺、男女怯壯者、追取載船四五百人、又所運取穀米之類、不知其數、

とある。之に依つて賊徒の行動がよくわかる。又た小右記に依ると、筑前の志摩・早良・怡土の三郡能古島、及び壹岐・對馬に於いて兇賊の我れに與へた損害は、次の如くであつた。（小右記、寛仁三年六月二十九日の條）

筑前志麻郡人五百四十七人、被殺害者百十二人、被追取者四百三十五人、牛馬七十四頭、

早良郡人六十四人、男廿四人、女四十人、牛十頭、馬九疋、被殺害者十九人、被追取者四十四人、

被切食、牛馬六疋、

怡土郡人二百六十五人、被殺害者四十九人、(男童並四十八人(男卅八人、女童並百七十八人)、牛馬卅三元頭(牛十六頭、馬十八頭))、
 能古島人九人、女六人、童三人、駄四十四疋、牛廿四頭、馬十八疋、

壹岐島

守藤原理忠被殺害、被殺害島内人民百四十八人、男四十四人、法師十六人、童廿九人、女五十九人、被追取女等二百卅九人、
 遺留人民卅五人、諸司九人、郡司七人、百姓十九人、

對馬島

銀穴燒損了云々、
 被殺害人十八人、被追取人百十六人、男三十三人、童女各五十六人、以上百三十四人、
 上縣郡百四十一人、
 被殺害人九人、被追取男女童併百卅二人、男三十九人、女童九十三人、

下縣郡

被殺害男女併百七人、被追取男女童九十八人、男三十人、女童並六十八人、
 (此の間に脱文があらう)
 并三百八十二人、男百二人、女童二百八十人、

被燒亡人々住宅卅五宇

爲賊徒被切喰牛馬百九十九疋頭、馬八十二疋、牛百十七頭、

此の内、能古島の九人は、被殺害者及び被擄の總數であらう。前に脱文のあるらしい「并三百八十二人」は肥前松浦郡の分かと思はれるが、これも各別に示されてない。今ま假に是等を除外し、其の區別の明かなものゝ各について合算すると、次の數字が得られる。

被殺害者	男女童計	四六三人
------	------	------

被擄	同	計 一、二八〇人
----	---	----------

して見ると、被擄の數は被殺害者に比して遙かに多く、三倍に近いといつてもよいほどであるが、これも特に注意すべきであらう。

それから高麗の使者鄭子良が、刀伊から奪還せられた被擄を伴れて我國に來る前に、其の一小部分が歸國したが、其の事を京都の朝廷に報じた太宰府の解文(小右記、寛仁三年八月十日除書、七月十三日附太宰府解、言上對馬島判官代長岑諸近、越渡高麗國、

隨身爲刀伊賊徒被
虜女捨人歸參狀)の中には、面白い事實を叙べてあ

る。初め賊徒が對馬島の上縣郡を襲うた時、判官代長岑諸近并に其の家族が賊の捕虜となつた。さうして賊船に乗せられたまゝ、どうすることもできなかつたのであるが、賊が肥筑の沿岸を侵し、歸途再び對馬に立ちよつた時、諸近だけは陸地に逃げ上つて家に還つた。しかし母も伯母も妹も妻も子も、従者も、皆な賊に引き去られてしまつたから、それ等十餘人の一家のゆくへをたづねる爲めに、六月十五日、私かに小船に乗つて高麗に渡り、金海府に於いて其の事情をうちあけた。ところが彼の國の通事は次の如く答へた。

刀伊賊徒先日到來當國、殺人掠物、欲相戰之間、逐電赴日本國、仍縱舟備兵、相待之間、無幾還向、重殘滅海邊、仍豫於五箇所備舟千餘艘、所々襲擊、悉以擊殺了、其中多有日本國之虜者、被五箇所之内、且三箇所所進三百餘人也、待集遺一箇所之人、乘船、可被進日本國之由、

已有公定、早速對馬島可申此由者、

太宰府の解にかうある。高麗の水軍が、我が國に向つた賊船の還つてくるのを待ちうけてゐたことは、之に依つてわかるのであつて、高麗史には此の間の消息を傳へた記事は何もない。高麗史の記事は既記の如く簡單で、鎮濱船兵都部署張渭男等が、海賊船八艘を捕獲し、其の被擄となつてゐた日本の男女二百五十九人を奪還したから、供驛令鄭子良をして本國に押送さしたといふだけである。金海府の通事の言としての「彼五箇所之内、且三箇所所進三百餘人也」は、之に當るのであらうが、他の二箇所の水軍の手に救はれたといふ被擄については、別に其の動靜を傳へたものがない。而して五箇所といふのは鎮濱附近の州縣であらう。「己有公定」は、鄭子良を遣はして被擄を押送させようとする高麗の廷議の既に決定してゐたのを意味する。さて長岑諸近の金海府に赴いた時、送還せら

るべき被擄は、丁度そこにあつたのであるから、諸近は彼れの一家の消息を問ひたゞしたところ、なさけなくも、

賊徒等到着高麗地之間、取載強壯高麗人、以病羸尪弱者皆入海了、汝母並妻妹等皆以死了者、

といふ答を得た。諸近は落膽して歸國の途についた。しかし其のまゝ歸れば、無斷出國の故を以て法に問はれるから、其の申しひらき証人とする爲め、金海府に集まつてゐる被擄の中から、十人の女子を乞ひ受け、それを伴れて歸國した。十人の二人は、内藏石女・多治比阿古見といふものであつて、太宰府に來り、刀伊賊に捕はれてから、歸國の際に至るまで、自ら目撃したところを仔細に陳述した。小右記に載せてある七月三日附の次の申文は、それを文書に作成したものであつて、讀者をして刀伊の暴行の状をまのあたり見るやうな感を起させると同時に、其の海賊として横行する

主要なる目的を窺知せしめる絶好の資料である。

(小右記、寛仁三)年八月十日の條

内藏石女等解申進申文事、

注申被追取刀伊賊徒罷向高麗國海路雜事、並歸參

本國案内等狀、

右石女、安樂寺所領筑前國志摩郡板持莊之住人、阿古見對馬住人也、而並被追乘賊船、日來之間、見其案内、所々合戰之日、石女等罷乘兩船之内、中矢賊徒五人也、而着對馬之岸之間、皆以死了、此外傍類船被疾死亡者、追日不斷、爰罷着高麗國岸之後、賊徒等、每日未明之間、上陸地、滅海邊別島等之人宅、運物取入也、盡則隱島々、撲取壯之者、打殺老衰之者、又日本虜者之中、病羸者、皆以入海了、夜則漕念去也、如此送廿餘箇日之程、五月中旬之比、○これは明かに記憶の誤で、高麗國兵船數百艘、襲來擊賊、爰賊人等、勵力雖合戰、依高麗之勢猛、無敢相敵之者、即其高麗國船之體、高大、兵仗多、備覆船殺人、賊徒不堪、被猛船中殺害所虜之人等、或又入海、石女等、同又被入海、浮浪、仍合戰案内、不能見給、無幾、有高麗船

扶了、卽勞所令蘇生也、但見被救乘船之内、廣大不似例、造二重上立檣、左右各四枝、別所漕之水手五人、所之士二十餘人許、不懸幟、又一方七八枝也、船面以鐵造角、令衝破賊船之料也、舟中備雜具、鐵甲冑、大小鉾熊手等也、兵士面々、各々執持之、又入大石、打破賊船、又他船長大、已以同前、合戰事畢之後、石女等一類卅餘人、各給驛馬、近金海府之途中、十五箇日、每驛以銀器供給、其勞尤豐、官使仰云、偏非勞汝等、只奉重日本也者、着金海府之後、先以白布各充衣裳、兼以美食給石女等、六月卅箇日之間、令安置彼府、爰對馬判官代長岑諸近爲尋訪被追取賊徒之母妻子等、到來高麗國、聞母子之死亡、欲歸本朝、仍爲證據、申請勝女十人、離岸之日、彼朝公家、宛給歸糧料、人別白米參斗、干魚卅隻、乘給酒食、但金海府前召集之日本人、並三百餘人、是三箇所軍船所進也、殘二箇所人等來集之後、差使可返進之由、且言上公家者、往友案内、言上如件、

寬仁三年七月三日

多治比阿古見

内藏石女

此の解文を讀み終り、さきに引いておいた、刀伊の入寇當時の太宰府の解文の一節、我が國の被擄が金海府に於いて諸近の間に答へた語、等を参照すると、刀伊の海寇の極めて恐ろしいものであつたことがわかる。即ち彼等は其の寇略する各地に於いて、相手の高麗人たると、日本人たるとを問はず、やたらに住民を捕へ、其の中から強壯なる男女を選びとり、老人や病弱なるものは、無慘にも片端から打ち殺したり、海中に投じたりした民家を焼いたり、牛馬財物を掠めたのは、改めていふまでもない。してみると、刀伊の海賊として横行する目的は、人ごとと掠奪とにあつたに違ひなく、彼等の我が國に與へた損害の數字が、亦た明かにそれを物語つてゐる。さうして人ごりをすめるのは、之を携へ歸つて奴隸にする爲めでなければならぬ。特に強壯なるものを選び取る理由はそこにある。

朝鮮語で外夷を *to-nom* といふ。轉じて、相手を罵り賤しむ語としても用ゐられる。nom は *ken-nom* (彼奴)、*non-ken* (奴輩) 等の如く賤罵の辭であるから、夷狄の義は *so* に存する。崔世珍の訓

蒙字會 明嘉靖六年、朝鮮中宗二十二年撰 にも、夷・戎・蠻・狄・羗・虜を皆 *na* (*so*) と訓じてある。刀伊は即ち *to* の音譯であつて、高麗時代には主として女眞を呼ぶ稱であつたのであらう。女眞は高麗の長城外に屬する半島の東北部から、滿洲一帯の地に據つてゐた。即ち咸鏡道の定平以北、平安道の東北部、鴨綠江及び豆滿江の流域、松花江の全流域、黑龍江の下流域——是等の地方は皆な女眞の住地であつたのである。刀伊が女眞であるとすれば、我が國を侵したものは何處から來たかといふ問題が起るが、それは姑く措き、彼等の寇略を被つたのは我が國だけではない。

三

朝鮮江原道の蔚珍の正東約九十海里、日本海の中にある著しい島は、いふまでもなく鬱陵島である。此の島は周圍十里二十六町、東西と南北との長さが略々同じく、最も廣い所が二里三十餘町ある。中央に標高九百八十三米突の高い山が聳え、周圍にそれより低い峯が澤山あつて、漸次海面に向つて低下してゐる。平地は海岸線に沿うてところどころにあるだけで、無論廣くはないが、相當多數の人口を容れ得る。而して地味は比較的豊かであり、天然の物産にも乏しくないから、此の島だけで獨立の生活を營むことができる。

紀元第三世記の初め、曹魏の毋丘儉は高句麗を伐ち、玄菟郡の太守王頌を遣はして、南沃沮(咸鏡南道咸興)に奔つた高句麗王宮を追ひかけさせたが、其の事實を叙べた魏志東夷傳(沃沮の條)の

一節に「王頎別遣追討宮(官?)盡其東界、○江原道の東海岸の地方、問

其耆老、海東復有人不耆老言、國人嘗乘船捕魚、遭

風見吹數十日、東得一島、上有人、言語不相曉、其俗

常以七月、取童女沈海」とある。これは疑ひもな

く鬱陵島を指したもので、此の島に關する記事と

しては最も古い。たゞ其の住民が何であるかを示

してないが、漢魏時代の間、今の江原道と咸鏡道

の定平以南の部分が濊族の住地であつた關係から

推して、それは濊の移住者であつたらうと思はれ

る。西晋の末(紀元第四世紀の初め)樂浪・帶方二

郡が亡び、高句麗・百濟・新羅の鼎立の時代になる

と、濊は三國の間に介在する獨立の勢力となつた

而してそれが高句麗の領内に沒したのは、東晋の

末(紀元第五世紀の初め)廣開土王が其の地方を征

服した結果である。しかし葺爾たる鬱陵島の濊は

半島の形勢如何に拘らず、非常に長い間、獨立乃

至半獨立の體面を維持してゐた。即ち新羅の智證

王が將軍異斯夫に命じて、于山國と稱してゐた此

の國を伐たせたのは、南北朝の中頃(紀元第六世

紀の中頃)であるが、それから約四百年の間は新

羅に屬し、新羅が亡んで後は又た高麗に屬して、

をりく朝貢した。我が國へは一條天皇の寬弘元

年(紀元第十一世紀の初頭)一行十一人の于陵島人

が因幡國に來た(藤原行成權記)。于陵島はいふまでもなく

鬱陵島で、これは高麗に朝貢しようとした途中、

風の爲めに吹き流されて漂着したものらしい。此

の時源高憲及び藤原有國の作つた詩が本朝麗藻に

收められてゐるが、有國の詩題には、

高麗蕃徒之中、有新羅國于陵島人折兢悅之者、其文不

優、頗知詩篇臨別之日、予與一簞

とある。高麗に朝貢させる使者であるから、特に

詩文の才あるものを選んだのであらうが、之に依

つて當時の于山國の文化の程度の一斑を察するこ

とができよう。藤原公任が、

おぼつかなるまの島の人のなれや

我恨むるをしらすかほなる

と詠んだのも、此の時のことである。而して此の于山國人の漂着は、寛仁三年(西紀一〇一九)の刀伊の入寇に先だつ十五年の事であつた。

ところで高麗史を見ると、于山國に關する次のやうな事實が傳はつてゐる。

顯宗九年(刀伊入寇)(の前身)十一月以于山國被東北女眞所寇

廢農業遣李元龜賜農器

顯宗十年(寇の年)七月己卯于山國民戶曾被女眞虜掠

來奔者悉令歸之

顯宗十三年(刀伊入寇)(の後三年)七月丙子都兵馬使奏于山國民

被女眞虜掠逃來者處之禮州慶尙北道寧海官給資料永爲

編戶從之

刀伊の入寇の前後、鬱陵島の于山國はたびく女眞に犯された。——高麗史には記事の遺漏が多いから、これだけではなかつたであらうが。——又

た刀伊入寇の後十三年、高麗史の德宗世家元年の條には次の記事がある。

十一月丙子羽陵城主遣子夫於仍多郎來獻土物

即ち于山國の朝貢の事實を傳へたものである。此の後約百餘年の間、于山國の消息は、現存の史料の上では全くわからなくなつた。そうして十二世紀のなかばになると、蔚陵島(鬱陵島)の名に於いて再び史上に現はれる。先づ注意を惹くのは、高麗史仁宗世家の、

十九年(西紀一四一)秋七月己亥溟州道監倉使李陽質遣人

入蔚陵島取菓核木葉異常者以獻

であるが、これは于山國に對して何事を語るものであらうか。更に十七年降つて、高麗史毅宗世家の十一年(西紀一一五七)の條を見ると、

五月王聞東海中有羽陵島地廣土肥舊有州縣可以居民遣溟州道監倉殿中內給事金柔立往視柔立回奏土多巖石民不可居遂寢其議

といひ、同じ事實はまた高麗史地理志の蔚珍縣の條の註に、

鬱陵島在縣○蔚珍縣正東海中、新羅時稱于山國、一云武陵

一云羽陵、地方百里、智證王十二年來降、太祖十三年、其

島人使白吉土豆獻、方物、毅宗十一年、王聞鬱陵地廣土

肥、舊有刑縣、可以居民、遣溟州道監倉金柔立往視、柔

立回奏云、島中有大山、從山頂向東行至海一萬餘步、向

西行一萬三千餘步、向南行一萬五千餘步、向北行八千

餘步、有村落基址七所、有石佛、鐵鐘、石塔、多生、柴胡、

本石南草、然多碧石、民不可居、遂寢其議、

と記るされてある。讀み來つて知られる事實は、

紀元第十一世紀の初め、頻りに女眞の寇略を被り

さうして高麗の庇護を得てゐた于山國が、十一世

紀の中ごろには、蕭條たる村落の基址七所と、石

佛・鐵鐘・石塔等とに其のなごりを留め、島が無人

の境と化し去つてからやゝ久しきを経たらしいこ

とである。即ち日本海上に於いて、上代から特別

なる歴史をもつてゐた于山國は、十一世紀の間に全くつぶれてしまつたのである。何故につぶれたであらうか。それについては多言を要しない。所謂刀伊賊として我が筑紫の海上に現はれた女眞の海賊は、前後頻りに此の國を侵し、其の民を虜にし、或は之を殺して、遂に全島を空しくしたのであらう。それで、我が國に來た *forlorn* の恐しさを一層強く感ぜざるを得ないと同時に、我が記録の光に照らして、于山國の老弱男女が如何に慘酷なる取扱ひを受けたかを容易に想像することができらる。

四

女眞の海賊は、鬱陵島の于山國や、我が國の西陲だけを寇略したのではない。高麗の東海岸は、百五十年ばかりの間、年々歳々彼等に惱まされてゐたのである。たゞ之に關する高麗史の記載は、

極めて簡單であるから、我が國の記録からの如く詳しい事實を知ることができない。或る時には賊船の数が十艘、十五艘、三十艘であつたとか、或る時には其の中の若干を捕獲したとか、或る時には高麗人七十人が擄し去られたとか、或る時には四五十人の賊徒を生擒したとか、概して各の事變の要を摘んだ記事である。しかも賊徒に侵された州縣の名は、一々擧げてあるのであつて、それを通觀すると、北は元山灣頭の鎮溟から、南は慶尙南道の蔚山に及んでゐる。さうして其の寇略が長年月の間、幾回となく繰りかへされたのであるから、高麗は水軍を備へ、城壁を築き、戍兵を置いて、頗る防禦に努めた。

かやうな次第であるから、同じ海賊が對馬水道を越えて、博多灣の沿岸を侵したのは、別段不思議なことではなく、常に高麗の東海に出没してゐた彼等としては、少しく興に乗じて離れ業を演じ

たものとすべきであらう。従つて我が國に來たのも、たゞ一回だけではなかつたらしい。所謂刀伊賊として名高いのは、無論寬仁三年の入寇であるけれども、二十二年前に當る一條天皇の長徳三年鎮西に起つた事變として、百鍊抄に高麗人の來寇日本紀略に南蠻人の亂入と傳へられた、正體のわからぬ外寇がある。又た寬仁四年(刀伊人寇の翌年)、南蠻の賊徒の薩摩國に來て、人物を虜掠したことが、左大辨源經頼の左經記に見えてゐる。しかし高麗人や南洋諸島の蠻族の入寇は、前後に例のないことであるから、余は當時の女眞の海賊横行之事情から推測して、これも彼等の小寇に他ならぬと信ずる。若しさうとすれば、我が國に於ける刀伊の入寇は、前後三回あつたわけである。

女眞はいふまでもなく隋唐時代の靺鞨であつて、則天武后の時、もと靺鞨人であつた大祚榮が渤海國を建設するに及び、其の領内に編入せられた。

渤海國は半島統一以後の新羅と時代を同じくし、これと我が國との間に特別な國際關係のあつたことは周知の事實である。紀元第十世紀の初めになつて、高麗朝が新羅に代ると殆んど同時に、契丹の太祖耶律阿保機は渤海國を伐ち滅ぼした。しかも契丹は其の故地に州縣を置かず、たゞ外部から之を威制してゐた。そこで渤海時代の土民であつた靺鞨が、女眞の名で新たに頭を擡げだした。彼等は幾多の部族に分れ、其の間に何等の統一なく、半牧半農の民として放奔なる生活を營んだ。女眞の海寇といふ特別な事象も、かくの如き状態から生れたのである。

しかし松花江の全流域から黒龍江の下流域に跨る廣大なる地方の女眞が、何れも海賊をはたらいたわけではない。日本海沿岸に於いて、平地の面積が特に廣く、地味も沃饒で、おのづから人口の稠密する地は極めて少ない。今日普通に間島と稱

する布爾哈圖・海蘭二河の流域と咸鏡南道の咸興地方とが、よく此の條件を具へてゐる。咸興は渤海國の南京南海府であるが、高麗時代には、之を中心とする一帯の平野に、大小幾多の女眞の部落が散在し、其の中特に強大なるものが三十あつて三十姓女眞と呼ばれた。高麗と密接なる關係のあつたのは、此の地方の女眞であつて、平野の東境を限つてゐる咸鏡嶺の外の女眞は、殆んど没交渉であつた。さうして咸興平野の主なる女眞部落の酋長は、或る程度まで高麗に服屬し、物質上の利益の獲得を目的として、絶えず朝貢したけれども同時に寇賊として屢々陸上から侵入した。定平邑の左右翼をなす堅固な長城の築かれたのは、彼等に對する防禦の爲めである。恐るべき海賊となつて日本海を横行したのも、等しく此の地方の女眞に外ならぬ。彼等は高麗の東北境に近く住し、三様の手段に依つて三重の利益を貪る始末のわるい

toinumであつたのである。

十二世紀になると、此の方面の形勢が一變した世紀の初頭、高麗の將軍尹瓘は、有名なる九城の役を起し、咸興平野の女真部落を悉くなぎ倒して確實に其の地を占有した。たゞこれは一時のこと

で、生女眞の完顔氏が之を譲り受けたが、其の結果、此の樞要なる地は、全帝國の領土の一部となり、咸興には曷懶といふ行政官廳の設置を見、女眞の海寇はおのづから罷んだ。

アメリカ發見前後の地圖地球儀とジバング (下)

文學博士 石 橋 五 郎

五

ジバング及び之と類似の名稱は、第十四世紀の初め、既にマルコポーロの紀行アブルフェダの地誌等に見えたるが、現存の地圖地球儀中にて其の名稱の現れたる最古のものは、上述の如く一四九二年に作製せられたベハイムの地球儀である。此

の地球儀に於てジバングは、

Oceanus Indie superior 及び Oceanus orientis Indies

Cathay 兩海の中間に在る南北に長さ一大島であつて、

其の世界的位置は上述の如く歐洲の西端と經度約九十九度、支那の東岸とは同約二十度を隔て、南北の位置は北緯約七度の邊より凡そ同約三十度の邊に及び、大部分は熱帶圏内に在る。